

中小企業退職金共済制度加入促進補助金

高崎市では、中小企業退職金共済事業本部が実施している「中小企業退職金共済制度（中退共）」、商工会議所及び商工会が実施している「特定退職金共済制度（特退共）」に従業員を加入させた事業主に対し、共済掛金の一部を補助しています。

□補助対象：市内に事業所を有し、従業員を退職金共済制度に加入させた中小企業事業主

□補助金交付

対象期間：被共済者ごとに加入（契約締結）から12か月

□補助率：

新規加入（事業所が初めて中退共（特退共）制度に加入した時の従業員分）

…納めた共済掛金の100分の20

追加加入（既に中退共（特退共）制度に加入している事業所であって、追加加入した従業員分）

…納めた共済掛金の100分の10

□申請方法：毎年2月に、該当が見込まれる事業所に対し、申請案内を送付しますので、案内に基づいて申請してください。

特定退職金共済制度加入事業所については、商工会議所及び商工会を通じて、ご案内いたします。

申請期限は、以下までお問い合わせください。